

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市立の小学校及び中学校における学級数（以下「学校規模」という。）の適正化について検討し、望ましい教育環境の整備を図るため、伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に学校規模の適正化に関する基本方針を答申するものとする。

- (1) 学校規模の適正化の基本的な考え方に関すること。
- (2) 学校規模の適正化を図る必要がある学校の特定に関すること。
- (3) 学校規模の適正化に向けた具体的な取組に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区長会地区会長
- (3) 小学校長会長及び中学校長会長
- (4) P T A 連合会の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱し、又は任命したときから、その諮問に対する答申が終了したときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区委員会)

第 7 条 委員長は、第 2 条の所掌事務について、関係者から意見聴取するための組織として学校規模適正化検討地区委員会（以下「地区委員会」という。）を設置することができる。

2 地区委員会は、委員長が指名した者をもって組織する。

3 地区委員会における意見聴取の結果は、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育部総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。